

米国関税措置について

日本貿易振興機構（ジェトロ）

山梨貿易情報センター 所長 濱田 哲一

2025年6月3日

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください



1 | トランプ政権の関税政策の全容

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス 短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす製品は追加関税の適用除外対象 ※但し、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 4月10日 5月14日	・ 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ	4月3日
			・ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ→4月10日以降、引き上げ税率の適用は90日間（米東部7月9日午前0時1分まで）停止	4月8日
			・ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用、残り24%の適用は90日間停止	4月8日
			※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外	4月9日
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に対し、既存の関税率に25%を上乗せ。発動は国務長官の裁量となっている	5月13日 3月25日
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・ アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ ・ 適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない。	2月17日 3月12日 3月17日
		4月4日	・ アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加（缶ビールはアルミ缶の価格のみに関税を課す）	4月7日
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・ 自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・ 部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される。但し、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除。	4月3日
		4月29日	・ 一部の追加関税の累積の停止、自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日
	銅、木材	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	3月14日
	半導体、医薬品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月15日
	重要鉱物	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月16日
	中・大型トラック	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	4月24日
	民間航空機・同部品	—	・ 232条による調査を商務長官に指示、調査中	5月12日

（注） 2025年5月14日時点

（出所） 米国政府公開資料

2 | 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下リンクを参照

[トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国） | トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート](#)

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会（USITC）が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置（セーフガード措置）を発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部（USTR）に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年（2013年）で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法（IEEPA）	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互惠関税の撤廃の対象とされた関税区分に属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

3 | 相互関税の概要

	詳細
いつから？	■ <u>米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税</u>を課す（既存（4/5より前）の関税率+10%）。 ■ <u>4月9日午前0時1分から、大統領令附属書1（Annex I）に列挙した57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる</u>（日本は24%など）予定だったが、<u>トランプ大統領が4月10日以降、90日間（米東部7月9日午前0時1分まで）引き上げを停止</u>と発表。一律10%のベースライン関税のみ継続している状況（米税関ガイダンス4月9日）。 ■ <u>中国</u>には報復合戦を経て<u>4月10日以降、125%が課されていた</u>が両国協議を経て<u>5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用</u>。残り24%の適用は90日間停止（大統領令）
いつまで？	■ 大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。
対象外品目は？	■ <u>カナダまたはメキシコ産品</u>：両国に対しては3月4日以降、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課しているため、相互関税は適用されない ■ <u>1962年通商拡大法232条</u>に基づいて追加関税の対象となっている<u>鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品</u> ■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令附属書2に列挙されている<u>銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品</u>など ※4月5日に遡及して<u>スマホ等</u>を対象外に追加（ビジネス短信） ■ 寄付品など ■ 出版物などの情報資料 ■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 ■ 相互関税の発動日である4月5日より前に船積みされ、5月27日午前0時1分より前に米国で通関された品目

4 | 相互関税の対象は約60カ国・地域に

- 引き上げ後の相互関税率の適用は米東部7月9日午前0時1分まで停止。一律10%のベースライン関税は継続中。
- 中国は2国間協議を経て5月14日から34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は90日間停止。

4月10日時点で米政府から公式に発表されている57カ国・地域に対する関税率

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24%
カンボジア	49%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125→34%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合（EU）	20%
フォークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32%

国・地域	相互関税率
イラク	39%
イスラエル	17%
日本	24%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27%
ラオス	48%
レソト	50%
リビア	31%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	24%
モーリシャス	40%
モルドバ	31%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%

国・地域	相互関税率
ナイジェリア	14%
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17%
セルビア	37%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

5 | 第2次トランプ政権で発動した追加関税措置等一覧

対象品目	2月	3月	発動時期	4月	5月	7月	8月
相互関税 対象国原産品 ※中国除く	一律10%のベースライン関税・ 国・地域別に設定した相互関税は、 鉄鋼・アルミ製品、自動車・同部品、 米国政府設定の対象外品目へは上乗せなし		4/5発動	4/9発動	4/10～90日間 上乗せした相互関税率 の適用停止		
相互関税 対象外国 原産品			一律10%の ベースライン関税 を上乗せ	国・地域別に設定した 相互関税率を上乗せ			
 原産品	2/4発動 10%の 関税上乗せ	3/3発動 10%の 関税上乗せ	4/5発動 一律10%の ベースライン 関税を上乗せ	4/12発動 125%の 相互関税上乗せ ※ベースライン関税 10%含む	5/2発動 デミニス ルールの 適用停止	5/14発動 34%へ 相互関税引き下げ ※ベースライン関税 10%含む	5/14～90日間 相互関税34%中 24%分の適用停止
 ベネズエラ産原油 石油製品 輸入国の原産品	4/2以降 国務長官の判断で 25%の関税上乗せ						
  原産品	3/4発動 25%の関税上乗せ (注) カナダ産エネルギー・ 資源品目は10%	3/7発動 USMCA原産地規則を 満たす製品の適用除外	4/29発表 ※3/4より 遡って適用		追加 関税 の 累積 停止		
自動車・ 同部品	4月3日以降に米国で組み立てられた自動車で 希望小売価格の15%を占める部品に追加関税が課された場合 希望小売価格の3.75%に相当する輸入調整相殺額を申請可能		4/3発動 自動車へ25%の 関税上乗せ				
鉄鋼・ アルミ製品	3/12発動 アルミ製品の関税上乗せを10%→25%へ引き上げ、 関税上乗せ対象となる鉄鋼・アルミ派生品の対象品目追加	4/4発動 アルミ缶と缶ビールを 関税上乗せ対象に追加					
						5/3発動 自動車部品へ 25%の関税上乗せ ※USMCA原産地規則を 満たす自動車部品は 上乗せ免除	

(注) 2025年5月14日時点、青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法(IEEPA)を根拠法に発動
(出所) 米国政府発表資料などから作成

6 | 自動車関税の要旨

<自動車>

- 米国東部時間2025年4月3日午前0時1分以降に通関する、乗用車〔セダン、多目的スポーツ車（SUV）、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラックに対して、25%の追加関税が課される。
- 対象品目のHTSコードは官報附属書I（Annex I）の（b）を参照。ただし、対象品目のうち、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす車両については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税が課される。米国税関・国境警備局（CBP）は4月2日、自動車の米国輸入に対する232条関税について、輸入業者向けのガイダンスを公表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

追加関税対象となる自動車のHTSコード

HTSコード

8703.22.01 8703.23.01 8703.24.01 8703.31.01 8703.32.01 8703.33.01
8703.40.00 8703.50.00 8703.60.00 8703.70.00 8703.80.00 8703.90.01
8704.21.01 8704.31.01 8704.41.00 8704.51.00 8704.60.00

7 | 自動車部品関税の要旨

<自動車部品>

- 米国東部時間**2025年5月3日午前0時1分以降**に通関する、**エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など**に対して**25%の追加関税**が賦課される。対象品目のHTSコードは官報附属書Iの（g）を参照。
- ただし、対象品目のうち、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の自動車原産地規則（ROO）を満たす部品については、非米国産部品の価格に対してのみ追加関税を適用するプロセスが確立されたと商務長官が発表するまで、当面は追加関税の適用対象外。
- CBPは5月1日、自動車部品の米国輸入に対する232条関税について、輸入業者向けのガイダンスを発表している。関税の払い戻し（ドローバック）が適用されないなどが定められている。

追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

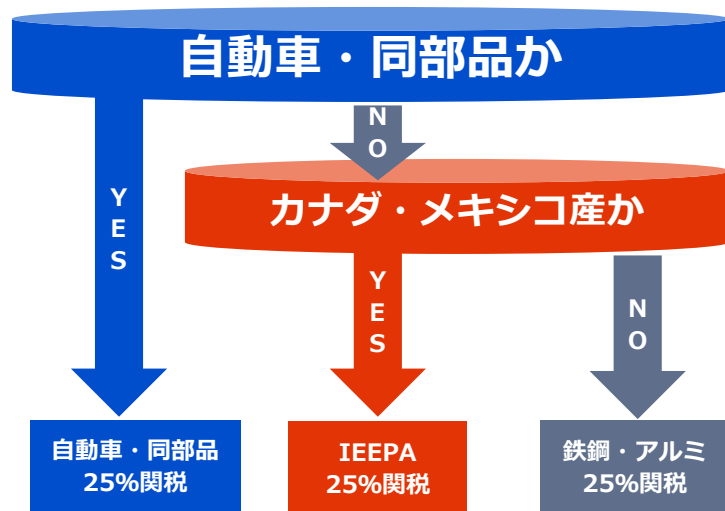
HTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

8 | 自動車・同部品関税の緩和措置に関する要旨

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、追加関税の累積停止、および自動車部品追加関税に相殺制度を設けると発表。
- 累積停止措置は3月4日以降の輸入にさかのぼって適用されるため、累積して既に支払った分の関税は還付される。

追加関税率累積停止の概要



自動車部品追加関税に対する相殺制度の概要

- 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させることが目的。
- 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用できる。具体的な申請方法は、発令から30日以内に商務長官が定める。自動車メーカーが商務長官に提出する書類には
 1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
 2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
 3. 相殺額の総額
 4. 相殺額を使用する資格を有する輸入業者

などの情報が含まれる。米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

- なお、鉄鋼、アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、引き続き関税が累積される。また、1974年通商法301条やIEEPAに基づく中国に対する追加関税も累積が継続される。

期間	関税相殺可能額
2025/4/3～2026/4/30	米国で組み立てた自動車の希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
2026/5/1～2027/4/30	2.5%
2027/5/1～	なし

9 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大などする大統領布告を発表。
- 2月18日付の官報で、新たに追加関税の対象となる品目のHTSコードが明らかに。それらへの追加関税は3月12日に発動。ただし、自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない。

2025年3月12日以前の状況

2018年3月（第1次トランプ政権）

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に10%の追加関税

2020年1月（第1次トランプ政権）

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は25%、アルミ派生品は10%の追加関税

例外措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

2025年3月12日以降の変更点

鉄鋼製品に25%の追加関税
アルミ製品に**25%**の追加関税

鉄鋼製品とアルミ製品の**派生品を追加**
※発動日は2025年3月12日

- ・ 2025年3月12日以降、**全廃**
- ・ ただし、申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

232条関税の対象製品を追加する新プロセスを創設
→2025年4月30日に導入。年に3回、産業界から追加
要請を受け付け（[官報](#)）

10 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、例外なく25%の追加関税**が課されている。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	ガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	CSMS#64384423	2018年3月以降の包括リスト	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。 全体像の表 も参照。
アルミ	CSMS#64384496 CSMS#64639013	2018年3月以降の包括リスト	

発動時期ごとの対象リスト

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	大統領布告9705	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	大統領布告9704	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	大統領布告9980	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	大統領布告9980	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

11 | 鉄鋼：2025年3月に追加の派生品のHTSコード

- 3月12日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品のHTSコード
- 下記青掛けの品目は、当該製品が含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。
米国で溶解・鋳造された鉄は原則、適用除外となる

根拠文書

HTSコード

大統領布告
[10896](#)

通関
ガイド

7301.20.10、7301.20.50、7302.30.00、7307.21.10、7307.21.50、7307.22.10、7307.22.50、7307.23.00、
7307.29.00、7307.91.10、7307.91.30、7307.91.50、7307.92.30、7307.92.90、7307.93.30、7307.93.60、
7307.93.90、7307.99.10、7307.99.30、7307.99.50、7308.10.00、7308.20.00、7308.30.10、7308.30.50、
7308.40.00、7308.90.30、7308.90.60、7308.90.70、7308.90.95、7309.00.00、7310.10.00、7310.21.00、
7310.29.00、7311.00.00、7312.10.05、7312.10.10、7312.10.20、7312.10.30、7312.10.50、7312.10.60、
7312.10.70、7312.10.80、7312.10.90、7312.90.00、7313.00.00、7314.12.10、7314.12.20、7314.12.30、
7314.12.60、7314.12.90、7314.14.10、7314.14.20、7314.14.30、7314.14.60、7314.14.90、7314.19.01、
7314.20.00、7314.31.10、7314.31.50、7314.39.00、7314.41.00、7314.42.00、7314.49.30、7314.49.60、
7314.50.00、7315.11.00、7315.12.00、7315.19.00、7315.20.10、7315.20.50、7315.81.00、7315.82.10、
7315.82.30、7315.82.50、7315.82.70、7315.89.10、7315.89.30、7315.89.50、7315.90.00、7316.00.00、
7317.00.10、7317.00.20、7317.00.55、7317.00.65、7317.00.75、7318.11.00、7318.12.00、7318.13.00、
7318.14.10、7318.14.50、7318.15.20、7318.15.40、7318.15.50、7318.15.60、7318.15.80、7318.16.00、
7318.19.00、7318.21.00、7318.22.00、7318.23.00、7318.24.00、7318.29.00、7319.40.20、7319.40.30、
7319.40.50、7319.90.10、7319.90.90、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、7320.20.50、
7320.90.10、7320.90.50、7321.11.10、7321.11.30、7321.11.60、7321.12.00、7321.19.00、7321.81.10、
7321.81.50、7321.82.10、7321.82.50、7321.89.00、7321.90.10、7321.90.20、7321.90.40、7321.90.50、
7321.90.60、7322.19.00、7322.90.00、7323.10.00、7323.93.00、7323.94.00、7323.99.10、7323.99.30、
7323.99.50、7323.99.70、7323.99.90、7324.10.00、7324.29.00、7324.90.00、7325.91.00、7325.99.10、
7325.99.50、7326.11.00、7326.19.00、7326.20.00、7326.90.10、7326.90.25、7326.90.35、7326.90.45、
7326.90.60、7326.90.86、7317.00.5501、7317.00.5502、7317.00.5508、7317.00.5511、7317.00.5518、
7317.00.5519、7317.00.5520、7317.00.5530、7317.00.5540、7317.00.5550、7317.00.5570、
7317.00.5590、7317.00.6530、8431.31.00、8431.42.00、8431.49.10、8431.49.90、8432.10.00、
8432.90.00、8547.90.00、9403.20.00、9405.99.20、9405.99.40、9406.20.00、9406.90.01

12 | アルミ：2025年3月に追加の派生品のHTSコード

- 3月12日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード（4月4日追加のアルミ缶、缶ビール含む）
- 下記青掛けの品目は、当該製品が含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で精錬・鋳造されたアルミは原則、適用除外となる

根拠文書	HTSコード					
大統領布告10895 (アルミ缶、缶ビール) 通関用ガイドンス (アルミ缶、缶ビール)	2203.00.0060、	2203.00.0090、	6603.90.8100、	7610.10.00、	7610.90.00、	7612.90.10、
	7615.10.2015、	7615.10.2025、	7615.10.3015、	7615.10.3025、	7615.10.5020、	7615.10.5040、
	7615.10.7125、	7615.10.7130、	7615.10.7155、	7615.10.7180、	7615.10.9100、	7615.20.0000、
	7616.10.9090、	7616.99.1000、	7616.99.5130、	7616.99.5140、	7616.99.5190、	8302.10.3000、
	8302.10.6030、	8302.10.6060、	8302.10.6090、	8302.20.0000、	8302.30.3010、	8302.30.3060、
	8302.41.3000、	8302.41.6015、	8302.41.6045、	8302.41.6050、	8302.41.6080、	8302.42.3010、
	8302.42.3015、	8302.42.3065、	8302.49.6035、	8302.49.6045、	8302.49.6055、	8302.49.6085、
	8302.50.0000、	8302.60.3000、	8302.60.9000、	8305.10.0050、	8306.30.0000、	8414.59.6590、
	8415.90.8025、	8415.90.8045、	8415.90.8085、	8418.99.8005、	8418.99.8050、	8418.99.8060、
	8419.50.5000、	8419.90.1000、	8422.90.0640、	8424.90.9080、	8473.30.2000、	8473.30.5100、
	8479.89.9599、	8479.90.8500、	8479.90.9596、	8481.90.9060、	8481.90.9085、	8486.90.0000、
	8487.90.0080、	8503.00.9520、	8508.70.0000、	8513.90.2000、	8515.90.2000、	8516.90.5000、
	8516.90.8050、	8517.71.0000、	8517.79.0000、	8529.90.7300、	8529.90.9760、	8536.90.8585、
	8538.10.0000、	8541.90.0000、	8543.90.8885、	8547.90.0020、	8547.90.0030、	8547.90.0040、
	8708.10.3050、	8708.10.60、	8708.29.5160、	8708.80.6590、	8708.99.6890、	8716.80.5010、
	8807.30.0060、	9013.90.8000、	9031.90.9195、	9401.99.9081、	9403.10.00、	9403.20.00、
	9403.99.1040、	9403.99.9010、	9403.99.9015、	9403.99.9020、	9403.99.9040、	9403.99.9045、
	9405.99.4020、	9506.11.4080、	9506.51.4000、	9506.51.6000、	9506.59.4040、	9506.70.2090、
	9506.91.0010、	9506.91.0020、	9506.91.0030、	9506.99.0510、	9506.99.0520、	9506.99.0530、
	9506.99.1500、	9506.99.2000、	9506.99.2580、	9506.99.2800、	9506.99.5500、	9506.99.6080、
	9507.30.2000、	9507.30.4000、	9507.30.6000、	9507.30.8000、	9507.90.6000、	9603.90.8050

13 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は銅、木材、半導体、医薬品、重要鉱物、中・大型トラック、民間航空機・同部品に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。
- ラトニック商務長官は4月13日、半導体分野への関税発動は1～2カ月以内との可能性を示唆。

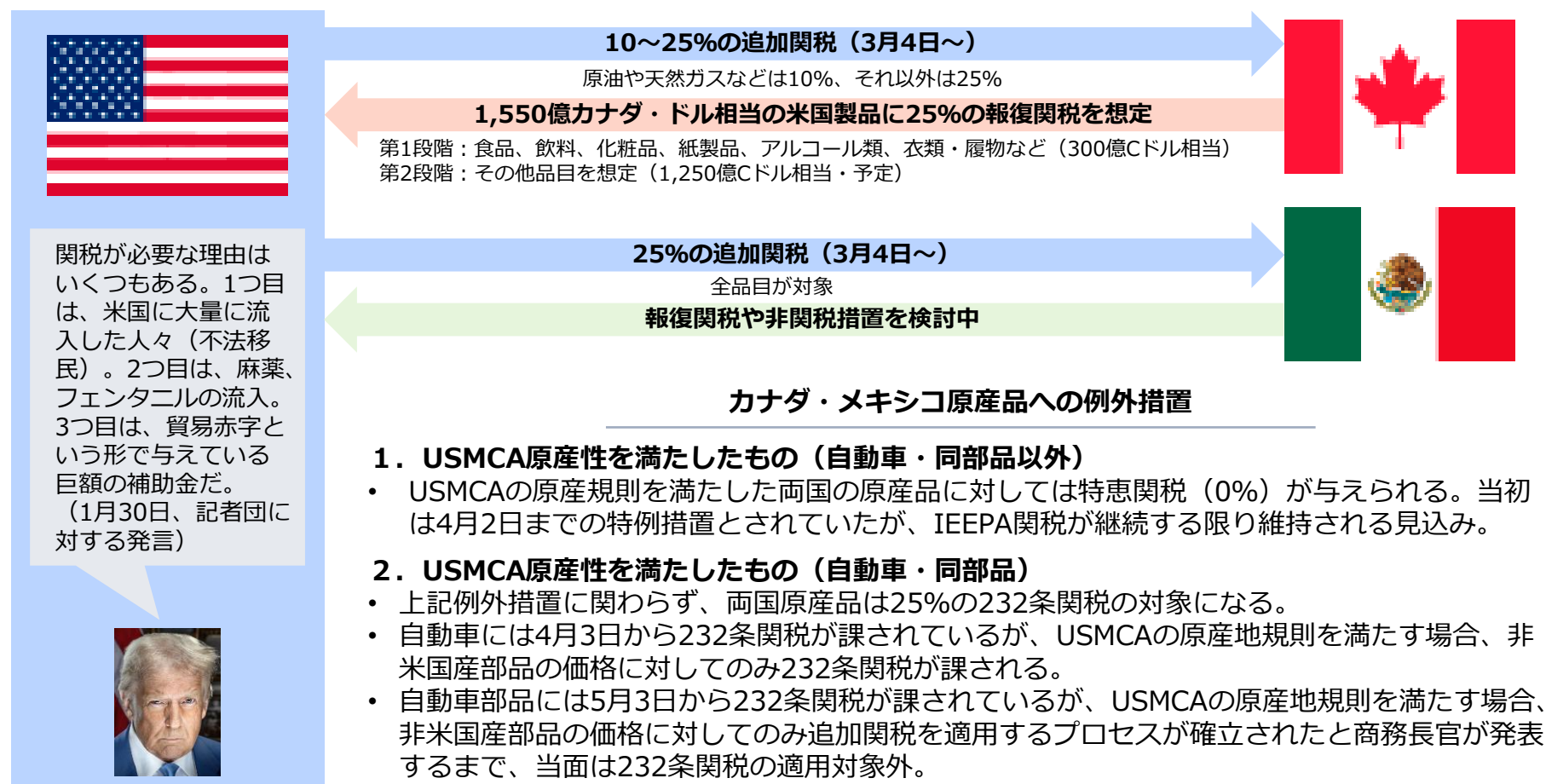
対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
銅	2025年3月	銅鉱石、銅精鉱、精製銅、銅合金、銅スクラップ、銅派生品を含むあらゆる形態の銅
木材	2025年3月	木材、製材、それらの派生品
半導体	2025年4月	サブストレート、加工前のウエハー、レガシー半導体、先端半導体、マイクロエレクトロニクス製品、半導体製造装置の部材、エレクトロニクス分野のサプライチェーンを構成する半導体を搭載する派生品を含む半導体、半導体製造装置およびそれら派生品
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
重要鉱物	2025年4月	重要鉱物、レアアース、重要鉱物の加工品、派生品〔半製品（半導体ウエハー等）、最終製品（永久磁石、モーター、電気自動車等）を含む〕
中・大型トラック	2025年4月	・ 中型トラック：車両総重量が1万ポンド（約4.5トン）以上、2万6,001ポンド（約11.8トン）未満のトラック ・ 大型トラック：車両総重量が2万6,001ポンド（約11.8トン）以上のトラック ・ 中型・大型トラック部品：エンジン・エンジン部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など中型・大型トラック部品およびシステム
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品

（注） 2025年5月14日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

（出所）米国政府公開資料（[銅](#)、[木材](#)、[半導体](#)、[医薬品](#)、[重要鉱物](#)、[中・大型トラック](#)、[民間航空機・同部品](#)）

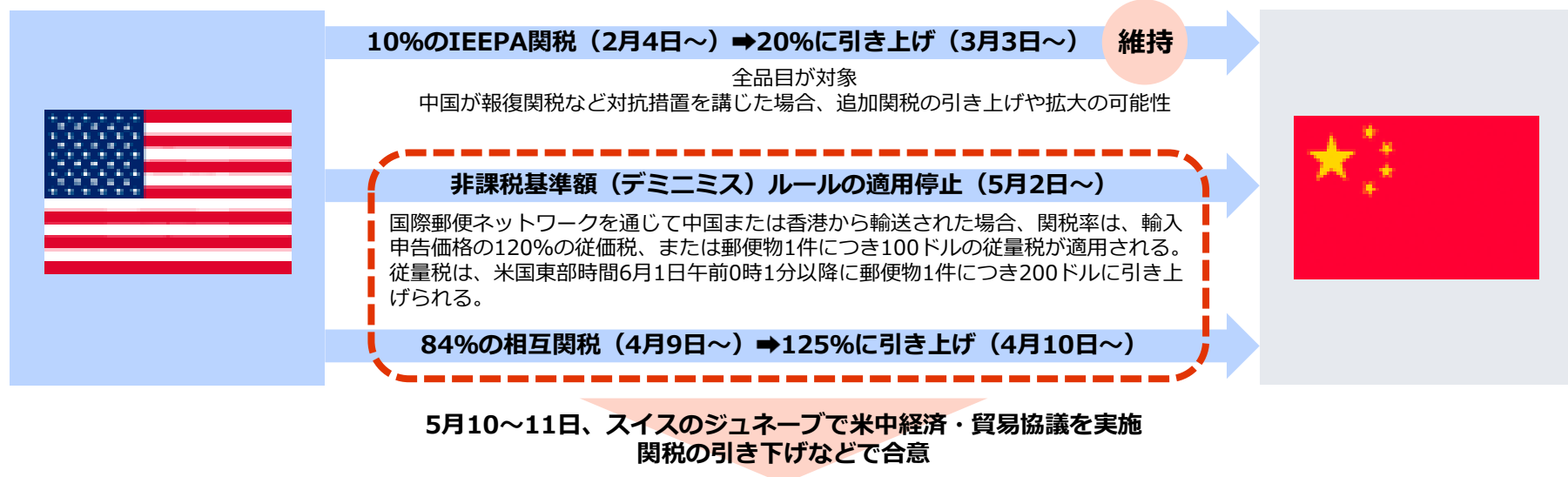
14 | カナダ・メキシコにも追加関税発動

- トランプ大統領は2月1日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ、メキシコ、中国産の全輸入品に対する追加関税を発表。**国際緊急経済権限法（IEEPA）**が根拠法に。
- カナダ、メキシコへの**追加関税は1カ月（3月4日まで）延期したが、結局発動**。その代わり、相互関税は両国原産品には課されない。



15 | 中国にも追加関税発動

- 中国にもフェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、**2月4日から10%の追加関税を適用、3月3日に20%に引き上げ**。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していたが、**スイスでの米中経済・貿易協議を受け、5月14日から計30%に引き下げ**。



米国の対応

1. 相互関税率を5月14日から当初の34%に戻す。そのうち**24%の上乗せ税率を90日間停止し、ベースライン関税の10%のみを適用**。ただし、1974年通商法301条に基づく追加関税や、IEEPA関税、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や自動車・同部品に対する追加関税などは維持。
2. 国際郵便ネットワークを通じて輸入される**少額貨物に対する従価税率を5月14日から54%に引き下げ**。6月1日に実施予定だった**従量税率の200ドルへの引き上げを当面停止**。
3. 中国と**経済・貿易協議を継続するためのメカニズムを設立**。米国側代表はベッセント財務長官とグリア米国通商代表部（USTR）代表が務める。

16 | 中国が実施した措置

- 米国がフェンタニル流入を理由に2月4日、中国原産品に対する10%の追加関税を適用したことを受け、**中国は2月10日より、米国原産の液化天然ガス、石炭、原油など80品目に対し、10～15%の追加関税を賦課**した。さらに、米国が同追加関税を3月4日以降、10%から20%に引き上げたことにに対し、中国は3月10日より、**米国原産の綿やトウモロコシなどを含む輸入品740品目に対し、10～15%の追加関税を賦課する措置を発動**した。
- また、米国が4月5日に発動した国・地域を問わない一律10%のベースライン関税、および4月9日以降、中国に対しては追加で24%（合計34%）の相互関税の発表を受け、中国は対抗措置として、4月10日から米国原産の全輸入品に34%の追加関税を課すと発表。米国はそれを受け、相互関税を84%に引き上げ、中国も84%に引き上げた結果、**米国は4月10日以降、中国原産品に対する相互関税率を125%に引き上げ、中国も125%まで関税を引き上げた**。
- 5月12日に行われた「米国と中国の経済と貿易に関する会談」の結果、中国政府は125%まで引き上げた追加関税のうち91%分を取り消すと発表。さらに、**4月10日から賦課した追加関税34%のうち、24%は90日間の暫定停止とし、10%を維持すると発表した**。また、**2025年4月2日以降に発動された、米国に対する非関税対抗措置を停止または取り消すとしているものの、その対象となる具体的な措置は発表されていない**。

中国が実施した関税以外の措置（主なもの）

施行日	項目	内容
2/4～	輸出管理	・ タングステン、テルル、ビスマス、モリブデン、インジウムに関連品目を輸出管理の対象に追加。
	信頼できないエンティティリスト	・ カルバン・クラインなどを運営する米アパレル大手PVHをリストに追加。 ・ 米バイオ企業イルミナをリストに追加。
	独禁法	・ 米グーグルに対し、中国の独占禁止法違反の疑いで調査開始。
	WTO	・ WTOに提訴。
3/4～	輸出管理	・ 米国企業15社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。
	検疫措置等	・ 米国産原木から害虫を検出したとして米国産原木の輸入を停止すると発表。 ・ 米国産大豆から麦角菌等を検出したとして、米国の農業協同組合CHSなど3社からの大豆の輸入を停止すると発表。
	信頼できないエンティティリスト	・ 10社の米国企業を同リストに追加。米イルミナについて、中国向けのゲノムシーケンサーの輸出を禁止。
	貿易救済措置	・ 米国を原産地とする一部の光ファイバー製品に対する「反規制回避調査」を行うと発表。
4/4～	輸出管理	・ サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロシウム等の関連品目を輸出管理の対象品目に追加。 ・ 米国企業16社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これら企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。
	検疫措置等	・ 米国産ソルガムから、基準値を超えるカビを検出したとして米国C&D社からの輸入停止を発表。 ・ 米国産鶏骨粉からサルモネラ菌を検出したとして、米国3社からの輸入停止を発表。
	信頼できないエンティティリスト	・ 11社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。
	独禁法	・ 米化学大手デュボンの中国現法に対し、独占禁止法違反の疑いで調査開始。
	貿易救済措置	・ 米国およびインドを原産地とする医療用CT装置用X線管・管芯に対する反ダンピング調査を開始したと発表。
4/10～	輸出管理	・ 米国企業12社を「輸出管理コントロールリスト」に掲載し、これらの企業への両用品目の輸出を禁止すると発表。
	信頼できないエンティティリスト	・ 6社の米国企業を同リストに追加。中国との貿易活動および中国への新規投資を禁止。

（注）中国政府は関税以外の輸出管理措置等について米国への対抗措置とは公式に説明していない。

（出所）中国商務部、国家市場監督管理総局発表からジェトロ作成、2025年5月14日時点

17 | USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①メキシコとカナダに対する追加関税の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

	USMCAの原産地規則
一般的なルール	■ 基本的には一般的な自由貿易協定（FTA）と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。 ① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める ② 付加価値基準：域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める ③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める
自動車ルール	■ 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。 ① 域内原産割合（RVC）が純費用方式で75%以上 ② 重要な自動車部品（スーパーコア）が全て原産品 ③ 完成車メーカー（OEM）が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料 ④ 直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域の付加価値が40%（乗用車・SUV）/45%（ピックアップ）以上 （注）詳細は2019年5月8日付地域・分析レポート参照。

USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

	カナダ、メキシコ原産品への追加関税		自動車・同部品への追加関税
原則	■ フェンタニル、不法移民流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき3月4日から課されている追加関税で、全品目に25%の追加関税（カナダ産エネルギー製品のみ10%）	原則	■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日から25%の追加関税が課されている。カナダ、メキシコ原産品にも適用。
例外	■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特惠関税（基本的に無税）の適用を受けられる。	例外	■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、そのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用（参照記事）。

18 | 在米企業はサプライチェーンの大規模移管に懐疑的

- 在米企業からは、サプライチェーンの移管には数年かかるため、トランプ政権下で**大規模な生産拠点の変更は難しい**との見方が多い。
- 追加関税の複雑な仕組みへの対応に苦労するケースや、二転三転する政策に戸惑う声も。

トランプ政権の追加関税措置に対する企業等の見方

業種		反応・対応
自動車	米業界団体	自動車産業は大規模なサプライチェーンを有する業界であり、生産体制の調整には時間がかかる。その前に車両価格は上昇し、販売台数と売上高は減少するだろう。（自動車イノベーション協会（AAI）会長兼CEOの米メディアでの発言） 自動車サプライヤーは、重要な部品を製造するためグローバルに統合されたサプライチェーンに依存しており、米国で必ずしも容易に入手できるとは限らない特殊材料へのアクセスを必要としている。今回の追加関税が、業界の長期的な競争力に影響を及ぼす大幅なコスト圧力となるほか、サプライヤーが重要な材料を確保する能力を損なわせることになる。（米国自動車部品工業会（MEMA）の鉄鋼・アルミ関税に関する声明）
	在米日系企業	自動車関税でUSMCA対象車両の非米国部品価格の精査・算出に苦労する可能性。 関税コストの負担は、①完成車メーカー、②サプライヤー、③自動車価格に転嫁に分かれるが、米国は既に人件費上昇やインフレなどコストアップ要因が多く、交渉は簡単ではない。
半導体	在米日系企業	原料や製造装置の調達先を変更しようとしても、数年かかる。これから4年弱と決まっているトランプ政権下で、関税を理由にサプライチェーンが変わるとは思わない。
食品関連		・ トランプ政権では政策が二転三転するケースも多く、事業者の中には、状況が変動する可能性を考慮して、日本からの輸出を後ろ倒しにしている場合もある。 ・ 在庫として保有できない生鮮品については、価格転嫁せざるを得ない。 ・ 食品は毎日消費するもので、工業製品ほど買い控えの影響は少ないとみているが、単価の安い食品への切り替えは起きるだろう。
運輸		相互関税対象品目の通関申告には通常の関税分類番号に加えて、別の番号も必要となり、手続きに時間がかかる。鉄鋼・アルミ関税における含有量申告ができず、通関できないケースも。

（出所）ジェトロ「ビジネス短信」、ジェトロによる在米日系企業ヒアリング、各種メディア報道から作成

? Question

- 日本産の玩具（HS9503）は相互関税の適用対象か？
- 日本産の緑茶（HS0902）は相互関税の適用対象か？
- 日本産の衣料品（HS6101）は相互関税の適用対象か？

💡 Answer

- 適用対象です。
- 相互関税の対象外の品目は[相互関税に関する官報](#) Sec.3(b)で規定されており、それ以外は適用対象になります。

! Note

玩具、緑茶、衣料品などは、[相互関税に関する官報](#) Sec.3(b)で規定されている対象外の品目には当たりません。

そのため、以下のように追加関税が課されると想定されます。

- 4/4以前の税率：MFN/特惠税率
- 4/5以降の税率：MFN/特惠税率 + 10%
- 4/9以降の税率：MFN/特惠税率 + 24% ➡ 90日停止

(参考：[4/3付ビジネス短信](#))

[相互関税に関する官報](#) Sec.3(b) で規定されている対象外品目は次のとおりです。

- ① 個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条（b）の対象品目、
- ② 1962年通商拡大法232条に基づき追加関税の対象となっている鉄鋼・アルミニウム製品、
- ③ 同条に基づき追加関税の対象となっている自動車・同部品、
- ④ 銅、医薬品、半導体、木材製品、特定鉱物、エネルギーおよび関連製品（Annex II参照）、
- ⑤ キューバ、北朝鮮、ロシア、ベラルーシの原産品、
- ⑥ 将来的に232条関税の対象となる可能性のある全ての品目

その後、4/11の[大統領令・ガイダンス](#)により「半導体」の定義が明確化され、スマホ等の追加のHSコードが示されました。4/5米国東部時間午前0時1分から有効なため、既に徴収済みの関税は払い戻されます。

（参考：貿易相談事例）互関税の対象品目（対象外）

? Question

- 日本産の鉄鋼・アルミ製品は相互関税の適用対象か？
- 日本産の自動車・自動車部品は相互関税の対象か？

💡 Answer

- 適用対象ではありません。相互関税の対象外の品目は[相互関税に関する官報](#)Sec.3(b)で規定されており、質問の品目は対象外の品目に該当します。
- ただし、相互関税とは別に自動車・自動車部品、鉄鋼・アルミ製品・同派生品については別措置により追加関税25%が適用されます。

自動車・自動車部品、鉄鋼・アルミ製品・同派生品の別規制の対象HSコードは米州課の資料をご参照ください。

! Note

鉄鋼・アルミ製品、自動車・自動車部品、医薬品などは、[相互関税に関する官報](#)Sec.3(b)で規定されている対象外の品目に該当します。そのため、共通関税・相互関税は課されないと認識しています。

ただし、次の品目は別措置が課されます。

- 【鉄鋼・アルミ製品、派生品】3/12以降の税率
： MFN/特惠税率 + 25%（参考：[3/12付ビジネス短信](#)）
- 【鉄鋼・アルミ派生品の一部】3/12以降の税率
： MFN/特惠税率 + 25%（参考：[3/17付ビジネス短信](#)）
- 【自動車】4/3以降の税率
： MFN/特惠税率 + 25%（参考：[4/3付ビジネス短信](#)）
- 【自動車部品】5/3以降の税率
： MFN/特惠税率 + 25%（参考：[4/3付ビジネス短信](#)）

? Question

- 【従量税 + 従価税のケース】
日本産の日本酒 (HSコード2206) の関税率は？
- 【低関税枠 + 従価税のケース】
日本産の牛肉 (HSコード0201,0202) の関税率は？
- 【従価税 + 従価税のケース】
日本産の化学品 (HSコード2918.21) の関税率は？

💡 Answer

- 日本酒 (HSコード2206.00.45 00) は、従来1リットル当たり3セントの従量税が適用されていました。
これに加えて、4/5以降は10%、4/9以降は24%の従価税が適用される予定でしたが、90日間の停止により10%が適用されます。
- 牛肉は冷蔵・冷凍、部位などによってHSコードが異なりますが、低関税枠内の場合、4/9以降は4.4セント/kg の従量税 + 24%の従価税が適用されます。枠外の場合、従来のMFN税率に加えて4/5以降は10%、4/9以降は24%の従価税が適用される予定でしたが、90日間の停止により10%が適用されます。
- 化学品 (HSコード2918.21) は、従来のMFN税率に加えて4/5以降は10%、4/9以降は24%が適用される予定でしたが、90日間の停止により10%が適用されます。

! Note

左記HSコードの日本酒、牛肉、化学品は相互関税に関する官報Sec.3(b)で規定されている対象外の品目には当たりません。そのため、従来のMFN税率に加えて、共通関税・相互関税が適用されます。

牛肉については、日米貿易協定 (2020年1月1日発効) により、2019年までの日本枠200トンと複数国枠を合体し、中南米の国などと合わせて6万5,005トンを上限に4.4セント/kgの低関税が設定されていますが、2025年分は既に枠の上限に達しているため、枠外の適用になります。

相互関税について、90日の停止が発表されました。4月10日午前0時1分 (米国東部時間) から7月9日午前0時01分 (米国東部時間) までは10%の追加関税が課されます。ただし、中国・香港・マカオは125%が課されます。

? Question

- 共通関税・相互関税について、適用日はいつか？

💡 Answer

- 4/5からの共通関税は、米国東部時間4月5日午前0時1分に通関した貨物から適用です。
- 4/9からの相互関税は、米国東部時間4月9日午前0時1分に通関した貨物から適用されましたが、その後同日中に一時停止のガイダンスが公表されました。4月10日午前0時1分以降に通関した貨物から引き続き10%の共通関税が適用されています。
- 猶予期間として、共通関税では4月5日午前0時1分より前に、相互関税については4月9日午前0時1分より前に船積みされている場合は対象外です。ただし、共通関税については5月27日午前0時1分より前に通関する必要があります（相互関税の通関期限は公表されていない）。

! Note

適用日については、相互関税に関する官報Sec.3(a)で規定されています（参考：4/3付ビジネス短信）。Sec.3(a)では、適用日、猶予期間について記載されています。

その後、共通関税に関するガイダンスが発表され、共通関税に関する猶予期間は、5月27日午前0時1分より前に通関する必要があると追加で示されました（参考：4/7付ビジネス短信）。

更に4/9（米国時間）、相互関税の適用を7月9日午前0時01分まで90日間停止する大統領令が署名され、税関からガイダンスが公表されました（参考：4/11付ビジネス短信）。

(参考) 関税率の考え方【日本産】

MFN税率/特惠税率は[USITC](#)の関税率表で検索可能です。

(参考: [日米貿易協定解説書](#)
「2. 関税率の調べ方」)

日本産の場合、関税率の考え方は次のとおりと考えられる。

対象品目	対象HSコード	適用日	関税率
鉄鋼・アルミ製品、同派生品 (※1)	米州課資料参照	2025年3月12日	MFN/特惠税率 + 25%
鉄鋼・アルミ派生品の一部 (※2)	米州課資料参照	2025年3月12日	MFN/特惠税率 + 25%
自動車	米州課資料参照	2025年4月3日	MFN/特惠税率 + 25%
自動車部品	米州課資料参照	2025年5月3日	MFN/特惠税率 + 25%
個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条 (b) の対象品目	—	—	— (これまでと変更なし)
銅、医薬品、半導体 (※3)、木材製品、特定鉱物、エネルギーおよび関連製品	相互関税に関する広報 附表2 (※3)	—	MFN/特惠税率のみ (これまでと変更なし)
将来的に232条関税の対象となる可能性のある全ての品目	—	—	MFN/特惠税率のみ (これまでと変更なし)
上記以外	上記以外	2025年4月5日 2025年4月9日→ 90日停止	【4/5】MFN/特惠税率 + 10% 【4/9】MFN/特惠税率 + 24%→ 90日停止

(※1) 4/4からアルミ缶 (HSコード: 7612.90.10)、缶ビール (2203.00.00.60、2203.00.00.90) が適用対象に追加。

缶ビールはアルミ缶の価格に対してのみ追加関税が課せられる (参考: [4月7日付ビジネス短信](#))

(※2) 新たに232条関税の対象に追加された特定の鉄鋼・アルミ派生品のうち、当該製品が含有する鉄鋼・アルミ材の価格に対してのみ追加関税が課される品目。

(※3) 4/11の[大統領覚書・ガイダンス](#)により、「半導体」の定義が明確化され、スマホ等の追加のHSコードが示された。4/5東部夏時間午前0時1分から有効。

(HSコード: 8471、847330、8486、85171300、85176200、85235100、8524、85285200、85411000、85412100、85412900、85413000、85414910、85414970、85414980、85414995、85415100、85415900、85419000、8542)

(参考) 関税率の考え方【中国産】

中国産の場合、関税率の考え方は次のとおりと考えられる。

○ = 対象、× = 除外品であると記載があるもの

対象品目	MFN税率	301条追加関税 (7.5～100%)	IEEPAフェンタニル (20%)	232条鉄鋼・アルミ／自動車・部品関税 (25%)	IEEPA相互関税 (125%→34%)
鉄鋼・アルミ製品、同派生品	○	○	○	○	×
自動車・自動車部品	○	○	○	○	×
個人手荷物など合衆国法典第50編第1702条 (b) の対象品目			×		×
銅、医薬品、半導体、木材製品、特定鉱物、エネルギーおよび関連製品（相互関税に関する官報 附表2および4/11大統領令）	○	○	○		×
将来的に232条関税の対象となる可能性のある全ての品目	○	○	○		×
上記以外	○	○	○		○

※1 上記のほか、アンチダンピング関税（AD）・補助金相殺関税（CVD）など、その他の追加関税の対象品目であれば、その他の追加関税が上乗せ。

※2 デミニスルールに関しては、別途P9参照。

米国関税措置関連情報（ジェトロ）

ポータルサイトの開設

特集：米国関税措置への対応 | 国・地域別に見る - ジェトロ



特集：米国関税措置への対応



米国の第2次トランプ政権が発表した関税措置により、賦課対象となった地域に展開する日本企業の事業運営にも影響が予想されます。かかる状況を踏まえ、ジェトロは米国関税措置等に関する相談対応や様々な情報発信を行い、中小企業等の日本企業の皆様の活動を支援します。

▼ 関連ニュース（ビジネス短信） ▼ 関税政策の要旨
▼ クイック・アンケート ▼ ウェビナー

米国トランプ政権の関税政策の要旨

2025年1月20日に発足した米国のトランプ新政権は、「米国第一の通商政策」を掲げ、さまざまな関税措置の発動を進めています。これまでに発動された関税措置の要旨、最新動向などをまとめました。

● 米国トランプ政権の関税政策の要旨（2025年5月8日更新） (1.5MB)

米国トランプ政権の追加関税に関するクイック・アンケート

トランプ政権による追加関税措置が発表された2025年4月、日本企業等7500件を超える方々からビジネスへの影響などについて回答いただきました。

● 米国トランプ政権の追加関税に関するクイック・アンケート調査結果 (1.0MB)

【緊急ウェビナー】 トランプ政権の関税政策：企業が知っておくべきポイント



ジェトロは2025年4月18日、米国関税措置をテーマとする緊急ウェビナーを開催しました。ジェトロよりトランプ政権の関税措置や日系企業からのよくある質問を解説したほか、経済産業省から米国の自動車関税発効等を受けた短期の支援策を紹介いただきました。

● セミナー動画を見る

👉 動画・資料でポイント紹介



米国関税措置関連ニュース（ビジネス短信）

米国	カナダ・メキシコ	中国	欧州	その他
2025年5月7日	米マクドナルドの第1四半期決算は既存店売上高が大幅減少、経済的圧力が中間所得層にも波及(米国)			
2025年5月7日	トランプ米大統領支持率は42%を維持、世論調査(米国)			
2025年5月7日	トランプ米大統領、米国外で製作された映画に100%の関税を課すと投稿(米国)			
2025年5月7日	中国系ECプラットフォームのテムなど、米国の消費者への直接配送を停止(中国、カナダ、米国、英国)			
2025年5月2日	日米が第2回の関税協議を実施、2時間超の議論で前進を確認(日本、米国)			
2025年5月2日	米自動車部品関税でガイダンス、USMCA原産品は免除、商務省は鉄鋼・アルミ関税の対象品目追加プロセス設置(カナダ、米国、メキシコ)			
2025年5月2日	米下院の中国特別委員長、対中PNTR撤回を再度主張も、議会の政権発足後100日の動きは鈍く(中国、米国)			
2025年5月2日	トランプ米大統領就任100日でウクライナ紛争・関税政策・経済にほぼ半数が不支持表明、世論調査(米国)			
2025年5月2日	トランプ米政権、アマゾンによる関税費用表示の報道を「敵対的」と非難(米国)			
2025年5月1日	米自動車業界団体トップ、トランプ政権による自動車関税緩和措置を評価(米国)			

もっと見る

👉 他国・地域の状況も発信

最新情報メルマガ「World Info Train ★ News Station」

<https://www.jetro.go.jp/mail/list/infotrain>

経済産業省「米国関税対策ポータルサイト」

https://www.meti.go.jp/tariff_measures/index.html

参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能
- [米国ホワイトハウス](#)
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

山梨貿易情報センター 所長

濱田 哲一

米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の
ビジネス関連情報
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料
メールマガジン
『North American
News Briefs』
毎週配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list.html>

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください